

ごみ処理施設整備基本構想パブリックコメントの回答

意 見	組合の考え方
<p>処理方法の検討項目に CO2 排出量や経費と年間維持費が入っていないのはなぜですか。</p>	<p>本構想は、処理方式を決定するものではなく、来年度に実施予定の環境影響評価方法書の根拠となる「施設の諸元」を取りまとめることを目的としており、処理方法については、信頼性や資源化性、適用性のみに着目して抽出するなかで、環境負荷が最も高くなる「溶融：シャフト式」を設定しています。</p> <p>今後、改めて処理方式を正式決定する際には、ご指摘の温室効果ガス排出量や経済性などを含めた多方面から検討することを考えています。</p>
<p>○洪水対策について</p> <p>①「洪水に対する対策（案）」が示されていますが、その内容はいずれも浸水水位以上にプラットフォームや重要機器類を配置するという内容です。一方 92 ページの洪水ハザードマップにもあるように、建設予定地は最大浸水深が「～10m未満」まで想定されています。洪水対策として、少なくとも 10 m以上にプラットフォームや重要機器類を配置することを明記すべきと考えます。しかし、実際に 10m以上にそうした配置を行なうような設計は可能なか疑問があります。設計・建設上も可能であるかの検証について対策（案）には記載すべきと考えます。</p> <p>②同時に検証しなければならないのは、浸水想定が 10m未満で本当に済むのかということです。津波などと違って地形的な特徴から浸水深は予測できるかもしれませんが、建設予定地は河川堤防の近くでもあり、堤防決壊や土砂の滞留などにより水位が上昇することも想定しなければならないと思います。よって最大浸水深についてハザードマップよりも高いレベルまで想定したもので対策を行なうべきと考えます。</p>	<p>①②本構想における洪水対策（案）は、国のエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルに準拠した措置を行うこととしています。建設候補地は、洪水・土砂災害ハザードマップにおいて、最大浸水深が 5.0m以上～10.0m未満の区域に指定されており、技術面や対策効果、対策レベル等の検討を行う中で、具体的な配置位置等は、令和 5 年度に策定予定の基本設計（基本計画）において示したいと考えており、本構想では、原案のとおりとします。</p> <p>③本構想における災害廃棄物の取り扱いについては、「第 5 章広域処理体制の検討・3. 災害時の対応・3-1 災害廃棄物処理の基本方針」において、本組合と構成市町との役割分担を示す中で、仮置き場の確保は構成市町の役割となっており、また、本構想においては、災害廃棄物は各市町の仮置き場からごみ焼却施設への直接搬入を想定していますので、原案のとおりとします。</p>

<p>③建物についての浸水対策は述べられていますが、アクセス道路や橋梁など周辺施設への洪水の影響が述べられていません。浸水すれば当然、ゴミの搬入はできません（建設予定地の浸水継続時間は最大の 72 時間以上となっています）。加えて、水が引いても大量の泥で道路などが埋め尽くされことから、それを撤去し自動車の往来が可能になるには、さらに時間を要します。ゴミの仮置き場を設置するにしても、何日分までを想定するのか、実際にどこに設置するのか、焼却施設をこうしたリスクのある場所に建設するというのなら、合わせて仮置き場についても明確な計画を示すことは当然と考えます。</p>	
<p>○液状化対策について</p> <p>液状化については「液状化ハザードマップ」が紹介され、「液状化の発生の可能性が高い区域となります」と記されていますが、それに対する対策が示されていません。</p> <p>耐震化で建物強度を上げて、土台が液状化の影響を受けてしまえば、建物が傾くなど大きな被害を受けることになります。ボーリングデータなどを開示し、実際に液状化の影響を受けない基盤が地下何メートルにあるのか、それを基に建設が可能なのか、どんな工法をとるのか、明確にすべきと考えます。多額の建設を投じるのに、液状化で使えなくなるようなことがあってはなりません。</p>	<p>来年度実施予定の地質調査によって建設予定地の液状化判定を行い、その結果を基に液状化対策の実施範囲や液状化対策の検討を行う中で、今後策定する基本設計（基本計画）において、具体的な対策等について示したいと考えております。</p>
<p>○地球温暖化防止に寄与する対策について</p> <p>2 ページ及び 57 ページに「地球温暖化防止にも貢献する」施設にすると述べられていますが、それを具体化する対策が必要です。いくつかありますが、焼却に関わって 2 点を提案します。</p> <p>①市町村ごとの焼却量・焼却品目がわかる仕組みをつくることを求めます。地球温暖化防止には特に二酸化炭素の排出量大きいプラスチック類の焼却量を減らすことが必要です。現在も広域事務組合で運営している焼却施設の課題として、構成する各市町村のプラスチックゴミの焼却量がわからないと</p>	<p>①ごみ焼却施設におけるごみ質分析・調査については、国の通達により年 4 回以上の実施が義務付けられており、本組合が整備する新たなごみ焼却施設においても、国の通達に準拠する必要があります。ごみ質分析・調査の結果については、構成市町からの求めに応じて組合から提供することは可能ですが、構成市町それぞれの分析については、ごみ処理施設の役割等も踏まえる中で、実施は困難であると考えております。</p> <p>②「第 2 章基本事項・2. 基本事項・2-1 処理主体」において、構成市町と組</p>

<p>いう問題があります。各市町村でそれぞれ環境基本計画や地球温暖化防止実施計画などを策定していますが、それを有効に機能させるためにも、基礎データとなるプラスチック類などの焼却量を市町村ごとに明確にできる仕組みをつくる必要があります。</p> <p>②もう一つは、分別したプラスチック類を資源化するのではなく、焼却にまわすことがないようにルール化することです。環境省が焼却施設の「効率的なエネルギー回収」のためとして、交付金のかさ上げ措置を使い、分別したプラスチック類を焼却にまわすような誘導を行なっていますが、これは地球温暖化防止に逆行するものです。本施設においては、こうしたことを行なわないことを基本構想の段階で明記すべきと考えます。</p>	<p>合でのごみ種類ごとの処理主体を示す中で、構成市町において分別回収したプラスチック類などの資源ごみについては、それぞれの構成市町が処理・処分することとなっており、新たなごみ処理施設への持ち込み、処理・処分は考えておりません。</p>
<p>①1 頁 第 1 章 基本構想の目的 上から 8 行目</p> <p>これらの施設は使用期限が定められている。とありますが、関連ページは 31 頁により峡北地域は 2002 年（平成 14 年度）中巨摩と峡南は 1996 年（平成 8 年度）から供用開始している施設でまだ 19 年、25 年の供用実績であり、それぞれの施設が有する耐用年数約 30～40 年にはまだ間があります。</p>	<p>当該記述は、新たなごみ処理施設を整備することに至った経過を説明しているものであり、その主たる要因は、3 組合における「施設の使用期限」であります。なお、3 組合の現施設の使用期限は令和 12 年度であり、期限満了まで使用した場合の期間は、峡北広域行政事務組合は 29 年間、中巨摩地区広域事務組合・峡南衛生組合は 35 年間となります。</p>
<p>②4 頁 3-1. 目標年次</p> <p>地元合意に基づき令和 12 年度までに既存 3 施設は停止する見込み。よって令和 13 年度を稼働初年度とする。とありますが、3 施設の耐用年数、地域性などを考慮し、峡北地区現有施設を当面（数年間）施設の長寿命化を図り、経費の削減に努めることができます。</p>	<p>「第 1 章 構想の目的等・1. 本構想の目的」で説明している内容のとおり、各構成市町において協議、検討した結果、新たなごみ処理施設を整備するものであります。</p>
<p>③5 頁 1-1. 自然環境 図 3-1 位置図より</p> <p>A ブロックは他の B・C ブロック比べ南北に長くその中心部は中央市が考えられ、当計画も中央市浅利地区との考えになっています。</p> <p>しかし反面県北、県南からは道のりで約 40 km 以上の距離輸送とならざるを得ません。そこで両端部の市町は県外をまたいだ超法規的な県外処理地（例えば茅野市、富士宮市など）を求めるのも有効的であると考えます。ぜひ一考ねがいます。</p>	<p>ご指摘の意見等も踏まえて、各構成市町において協議、検討した結果、新たなごみ処理施設を整備するものであります。</p>

<p>④4 頁 3-2. 計画期間 図 2-1 施設稼働目標年次及び計画期間について 令和 3 年度（計画初年度）令和 13 年度（施設稼働目標年次）令和 19 年度（将来ごみ量最終年度） 将来ごみ量等の算出年度に当って 7 年度を超えないとありますが令和 13 + 7 = 令和 20 年度ではなく令和 19 年度となっています。 よってその理由を教えてください。</p>	<p>焼却処理施設の規模算定は、国庫補助金交付要綱の取り扱いにより、「ごみ焼却施設の計画目標年次は、稼働予定の 7 年を超えない範囲内」となっています。新たなごみ処理施設の稼働予定は令和 13 年 4 月（令和 13 年度）であり、7 年を超えない範囲としては、令和 20 年 3 月（令和 19 年度）となります。</p>																					
<p>⑤8 頁 1-2. 人口動態・分布 表 3-3 過去 10 年間の構成市町村の人口について</p> <table border="1" data-bbox="161 501 920 667"> <tr> <td data-bbox="161 501 349 552">⑧身延町</td> <td data-bbox="349 501 533 552">H30 年度</td> <td data-bbox="533 501 714 552">R 元年度</td> <td data-bbox="714 501 920 552"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="349 552 533 603">11,726 人</td> <td data-bbox="533 552 714 603">11,306 人</td> <td data-bbox="714 552 920 603"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 603 349 667">正しくは</td> <td data-bbox="349 603 533 667">12,139 人</td> <td data-bbox="533 603 714 667">11,726 人</td> <td data-bbox="714 603 920 667">R2 年 4 月 1 日 11,306 人</td> </tr> </table> <p>とありますが となります。 1 年ごとに後にのびて。よって他の市町村の人口数値をご確認ください。</p>	⑧身延町	H30 年度	R 元年度			11,726 人	11,306 人		正しくは	12,139 人	11,726 人	R2 年 4 月 1 日 11,306 人	<p>本構想では、年度人口の基準日を年度末の 3 月 31 日現在としていますが、身延町や他の構成市町においては、人口の公表を「毎月 1 日現在」としていることから、翌年度の 4 月 1 日現在の人口を前年度人口としています。よって、各構成市町の年度人口に誤りはありません。</p>									
⑧身延町	H30 年度	R 元年度																				
	11,726 人	11,306 人																				
正しくは	12,139 人	11,726 人	R2 年 4 月 1 日 11,306 人																			
<p>⑥12, 13 頁 1-5. 将来計画（開発計画等）等 1-5 ①第 3 次 山梨県廃棄物総合計画（平成 28 年 3 月改正） →最新版 第 4 次が本年 2 月 25 日までパブリックコメント募集中です。 よって、それが成立したならそのバージョンに書き替えた方が良いと思います。</p>	<p>本構想策定時における関連する計画として、第 3 次山梨県廃棄物総合計画を位置づけするものであり、第 4 次山梨県廃棄物総合計画が策定されたことによつて、本構想を見直すことは考えておりません。</p>																					
<p>⑦13 頁 図 2-8 ごみ処理広域化計画（平成 30 年 3 月時点） これは前述③の A・B・C ブロック最北端，最南端の市町村の優位性若しくは悪い点を示す図です。</p>	<p>一意見として参考とさせていただきます。</p>																					
<p>⑧17 頁 表 3-8(8) ごみ発生量の実績（身延町）</p> <table border="1" data-bbox="161 1155 1079 1305"> <tr> <td></td> <td>H27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>元</td> <td>2 年度</td> </tr> <tr> <td>正しい数値人口（人）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12,139</td> <td>11,726</td> <td>11,306</td> </tr> <tr> <td>ごみ統計（t/年）</td> <td>3,576</td> <td>3,523</td> <td>3,504</td> <td>3,669</td> <td>3,636</td> <td></td> </tr> </table> <p>身延町の広報 7 月号で、H22～R1 のごみの収集状況として、可燃ごみと資源ごみの収集量の記事があるが、17 頁の可燃ごみ数字が異なっているので、修正が必要では。</p>		H27	28	29	30	元	2 年度	正しい数値人口（人）				12,139	11,726	11,306	ごみ統計（t/年）	3,576	3,523	3,504	3,669	3,636		<p>身延町の広報 7 月号で紹介している可燃ごみの収集量の数値は、本構想のごみの発生量の実績のうち、家庭系可燃ごみと事業系可燃ごみを合わせた量を掲載しており、基本的に数値に相違はありません。なお、平成 27 年度と平成 29 年度は 1 t の違いがありますが、小数点以下の数値の取り扱いによるもので、本構想では原案のとおりとします。</p>
	H27	28	29	30	元	2 年度																
正しい数値人口（人）				12,139	11,726	11,306																
ごみ統計（t/年）	3,576	3,523	3,504	3,669	3,636																	

<p>⑨20 頁 表 3-9 家庭系ごみ原単位の実績について 身延町データも上記⑧により当然数値の見直しが必要となります。 同様に表 3-10、表 3-11 も見直してください。</p>	<p>上記のことから、原案に修正はありません。</p>																
<p>⑩28 頁 図 3-14(3) ごみ処理フロー (峡南衛生組合)</p> <table border="1" data-bbox="165 311 1106 359"> <tr> <td>収集区分</td> <td>処理方法</td> <td>最終処分 (資源化)</td> </tr> </table> <p>上図のようになっています。 ここで資源化された金品はその組合の収入になるのか、または委託先の業者の収入になるのか教えてください。</p>	収集区分	処理方法	最終処分 (資源化)	<p>本構想では、3 組合におけるごみの処理体制を分かりやすく説明するため、ごみ処理フローにて掲載しています。ご質問の峡南衛生組合における資源化に対する売上金等の取り扱いについては、他の組合の個別の案件であり、本組合から回答することはふさわしくないと思われるため、回答は差し控えさせていただきます。必要であれば、直接、峡南衛生組合にお問い合わせください。</p>													
収集区分	処理方法	最終処分 (資源化)															
<p>⑪31 頁 3-2. 中間処理体制 表 3-16 焼却施設の概要</p> <table border="1" data-bbox="165 606 1106 790"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用開始年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 峡北広域行政組合環境衛生センター</td> <td>2002 年度 (H14 年度)</td> </tr> <tr> <td>2. 中巨摩広域事務組合清掃センター</td> <td>1996 年度 (H8 年度)</td> </tr> <tr> <td>3. 峡南衛生組合ごみ処理場</td> <td>1996 年度 (H8 年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>このことについては①にも記述しましたが、また耐久的には有効で満足できる処理の応力と環境基準等の制約を満足しています。 よって長寿命化を図りさらなる有効利用を望むものです。</p>		使用開始年月日	1. 峡北広域行政組合環境衛生センター	2002 年度 (H14 年度)	2. 中巨摩広域事務組合清掃センター	1996 年度 (H8 年度)	3. 峡南衛生組合ごみ処理場	1996 年度 (H8 年度)	<p>ご指摘の意見等も踏まえて、各構成市町において協議、検討した結果、新たなごみ処理施設を整備するものであります。</p>								
	使用開始年月日																
1. 峡北広域行政組合環境衛生センター	2002 年度 (H14 年度)																
2. 中巨摩広域事務組合清掃センター	1996 年度 (H8 年度)																
3. 峡南衛生組合ごみ処理場	1996 年度 (H8 年度)																
<p>⑫37 頁 5-2. 処理コスト 単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="203 986 1093 1185"> <thead> <tr> <th>公債費</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表 3-26(1) 峡北広域</td> <td>298, 122</td> <td>74, 029</td> <td>74, 029</td> </tr> <tr> <td>表 3-26(2) 中巨摩地区</td> <td>45, 736</td> <td>157, 650</td> <td>208, 191</td> </tr> <tr> <td>表 3-36(3) 峡南衛生組合</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のように峡南衛生組合を除き 2 つの組織は借金があります。よって合併後の 11 自治体になった場合は、どのように清算(精算)するのか教えてください。</p>	公債費	H29	H30	R 元	表 3-26(1) 峡北広域	298, 122	74, 029	74, 029	表 3-26(2) 中巨摩地区	45, 736	157, 650	208, 191	表 3-36(3) 峡南衛生組合	0	0	0	<p>組合財産の処分については、当該組合及びその構成市町が決めることでもありますので、本組合からの回答は差し控えさせていただきます。</p>
公債費	H29	H30	R 元														
表 3-26(1) 峡北広域	298, 122	74, 029	74, 029														
表 3-26(2) 中巨摩地区	45, 736	157, 650	208, 191														
表 3-36(3) 峡南衛生組合	0	0	0														

⑬41 頁 表 3-27(9) ごみ処理経費（身延町）

	H27 年度	H28 年度	R 元年度
建設改良費	20	注1 56,946	0
建設改良費組合負担金	20	56,946	0
処理及び維持管理費	114,369	56,926	93,273
組合分担金	114,369	56,926	93,273
合計	114,389	※2 113,872	93,273

上記 H28 年度を例にとると

合計金額は他の年度と比べて違和感はないが、具体的な中味を調べると注 1 の 56,946,000 円が不自然である。同じ組織内の早川町及び市川三郷町にも H28 年度にはこのような多額な金額が計上されてはいません。よってこの金額 56,946,000 円は何を意味するのか教えてください。

本構想では、各構成市町のごみ処理経費については、国が実施する一般廃棄物処理実態調査の結果を基に掲載しております。ご質問の身延町における平成 28 年度の建設改良費については、構成市町の個別の案件であり、本組合から回答することはふさわしくないとと思われるため、回答は差し控えさせていただきます。必要であれば、直接、身延町にお問い合わせください。

⑬44 頁 第 4 章 計画条件の整理 1 ごみ発生量の見込み

- 人口ビジョンの将来予測
 - ごみ発生量の過去の発生量推移
- } トレンド法を用いた将来推計を行った。

その結果 R13 年度（施設稼働目標年次）から R19 年度（将来ごみ量最終年度）までの間で最大値の R13 年度を採用し家庭系ごみ 63,356+事業系ごみ 25,985t/年=89,341t/年とした。

とあります。

そこでこの将来推計値が正しい手法により予測された結果か検証します。

一般的には将来予測するには実績値（年数）がありそれから将来の動向を数学（統計学）の力を借りて推計するのが一般的です。

よって実績数と将来年数の比較は 1:2.0（引き伸し率 2 倍以下）が理想です。この 45 頁以降の推定値は過去 5 年値（H27.28.29.30.31）を R2~R20 年度まで 19 年間まで引き伸ばしています。その引伸し率は $5:19 \div 1:4$ で決して良好な統計学とはいえません。

例えば 別紙 3 に「身延町ごみ収集量:実績値」に対するサンプリング（実績値年数）の変化（H17~31 年度 15 年間）と（H27~31 年度の 5 年間）の比

本構想は、来年度実施予定の環境影響評価方法書の根拠となる諸元を取りまとめることを目的としており、各関係市町における人口ビジョンの目標人口と直近 5 年間のごみの発生量の実績に基づき、処理規模を算定しております。今後、基本設計（基本計画）を策定する際は、さらに精度を上げた算定を行うこととしておりますので、現段階での変更は考えておりません。

<p>較をグラフ化しました。</p> <p>それぞれの相関関係の良否が前者が$R^2=0.465$、後者が$R^2=0.3523$となりデータ数が多いほど良い結果となっています。従って45頁の表4-1ごみ発生量の見込み（構成市町の合計）及び「資料編」（案）のP5,6,7,8の表2-1(1)ごみ処理量の見込み（菫崎市）～表2-1(11)ごみ処理量の見込み（昭和町）まで再検証をお願いします。</p> <p>データの個数（母集団の個数）を増やして再計算してください。</p>	
<p>⑬46頁 2-2. 移行スケジュール 表4-5 移行スケジュール</p> <p>改正点 上図の①, ②, ③施設の継続終了時点をもっと後方まで延長することによって④の新施設の規模（投資額）を少なくすることができる。例えば令和13年度では44ページにあるように89,341t/年であるが、令和20年度まで延期した場合は87,326t/年となりその差は2,015t/年（2.2%）割愛できることとなる。</p> <p>なおこの事については①, ②, ③にも同様な記述がされています。ご参照ください。</p>	<p>ご指摘の意見等も踏まえて、各構成市町において協議、検討した結果、新たなごみ処理施設を整備するものであります。</p>
<p>⑬47頁 3. 新ごみ処理施設の施設規模の設定 3-1 焼却施設</p> <p>焼却施設の規模は国庫補助金交付要綱の取扱いの施設規模算定に基づき算定する。とあります。</p> <p>そこでこの要綱は4頁の上から14行目「廃棄物処理施設整備国庫補助金交付要綱の取扱いについて」H15年2月15日環境省課長通知ですが、ぜひ巻末にその「要綱」を添付するようお願いのものです。その要綱がないとこの計算式がふさわしいものか不明です。</p> <p>年内稼働日数は365日-85日=280日間 稼働率0.767など必要な条件を加えた最終値が318t/日となること。</p> <p>なお現在値は、46頁 図4-1 将来ゴミ処理体制より峡北160t/日、中巨摩270t/日、峡南30t/日 合計460t/日（公称）によって$318/460=0.69$ 約70%の規模となる。</p>	<p>施設規模の算定方法については、その根拠となる出典元を明らかにしておりますので、必要であれば、環境省のホームページ等での検索により対応をお願いいたします。</p>

⑩63 頁 3-2. 災害廃棄物の処理量 (2) 災害廃棄物発生量

今後 30 年間で発生確率の最も高い「東海地震」を被害想定とした。
 これは「山梨県災害廃棄物処理計画」(H24 年 4 月作成)によるとのこと。
 ここで当地は「曽根丘陵断層帯」がまさに直下にあり、さらに日本最大級の「糸魚川―静岡構造線断層帯」も西方約 30~40 km に存在します。
 よって、処理施設を建造する場合は、十分耐震化構造とすることや万一被災した時の臨機の対応措置など要求されることとなる。

64 頁 表 5-13 新ごみ焼却処理施設での災害廃棄物の処理及び必要施設規模 最下行

	内容	備考
災害廃棄物の必要施設規模	34t/日	$9,319 \div 365 \div 0.767 \div 0.96$

$= 32.3 \approx 32t/日$

よって計算式をチェックし再計算を望むものです。(↑私の計算)

本構想による新たなごみ処理施設については、使用期間は令和 13 年度を起点として 20~30 年間で想定しているところであり、そのため、災害廃棄物対応の考え方として、今後 30 年間で発生確率が最も高い「東海地震」を被害想定とするものです。ご指摘の災害廃棄物の必要施設規模 34 t/日の再計算については、計算に誤りはありませんので、原案のとおりとします。

⑩85 頁 4-1. ごみ処理施設の処理残渣物

表 6-15 処理・処分方法

	(生成物)	再利用先
金属類	貯留・引渡し	資源化業者

上記金属の中には都市鉱山と呼ばれている金、銀、プラチナなど貴金属類が含まれます。

よってその生成物の収入は組合収入となるのか請負業者の財産となるのか明示されたい。なおこのことについては⑩にても記述されています。

当該内容は、適用可能な処理方式による処理残渣物やその処理・処分方法を説明するものであります。また、金属類や粗大ごみ処理施設における資源物の取り扱いについては、事業化方式や施設運営仕様書によって決定するものであり、本構想の段階においては、明示することは適切ではないと考えます。

⑩87 頁 第 7 章 配置・動線計画の策定

・ 87 頁 1-1 建設予定地 中央市浅利地内に約 6ha の土地を買収予定。

立地条件及び都市計画条件など

近辺には豊積橋東詰に DCM 物流センター、豊積橋を渡って中央市成島にロジスティックパーク(流通センター)、豊積橋東詰に道の駅とよとみ、豊積橋と桃林橋の間に西濃運輸センターなどトラック輸送に係わる事業が多岐に渡っている。

今後、ごみ処理施設の搬入車両により、国道 140 号や敷地内での渋滞等が生じることのないような対策や配置・動線等を検討します。

建設予定地の周辺状況に示す施設については、山梨県における騒音、振動の規制基準において他の施設より配慮が必要な施設である学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園に該当する施設を掲載しており、みたまの湯はいずれも該当しないことから、原案のとおりとします。なお、景観の変化等については、環境影響評価により検

<p>よって、当処理施設が完成した後は更にトラック台数が増え、交通事情が良くない豊積橋を渡る交通は大渋滞の発生が目に見えている。従って、橋の架け替えや渋滞緩和策が必要となろう。</p> <p>・89頁 1-4 建設予定地の周辺状況</p> <p>表7-2に「みたまの湯」温泉施設の追加を願います。</p> <p>夜景がきれいと言いつつキャッチフレーズで売り出され、県内外の利用客にも人気の高い施設です。完成後のその景観がどう変化するか事前に調べる必要があります。</p>	<p>証します。</p>
<p>⑩91頁 1-5 ハザードマップなど</p> <p>・図7-3 建設予定地周辺の液状化ハザードマップ、図7-4 建設予定地周辺の洪水・土砂災害ハザードマップ</p> <p>上記2諸元とも非常に条件の悪い所に位置づけられています。よって、他の候補地に移転する考えはないのでしょうか。</p> <p>例えば「このようなめいわく施設」と呼ばれている施設を誘致しようとする自治体は少ないのは事実です。その証しに老人福祉施設や火葬場など「どちらかというと未開地に多く山の奥とか人里離れた平野部」に多く存在するのは事実です。それらの諸条件をクリアした結果が当地（中央市浅利地区）ならそれ以上の立地条件は他の地点では見つからなかったのでしょうか。</p> <p>なお、経済比較すると図7-3液状化、図7-4洪水ハザードマップに対応する施設とするには多大な経費が上積みされます。よってこの経済効果と妥当投資額=B/Cの世界での証明がなされた結果でしょうか問います。</p>	<p>本構想は、当該建設予定地を前提とする中で、来年度実施予定の環境影響評価方法書の根拠となる諸元を取りまとめることを目的として策定するものであり、建設予定地決定の是非を問うものではありませんので、御理解をお願いいたします。</p>
<p>⑩93頁 2. ゴミ処理施設の諸元の設定 表7-3 各方式のゴミ処理施設の諸元</p> <p>ケース1 ストーカ式（焼却式）→ 352t/日</p> <p>ケース2 流動床式（焼却式）→ 352t/日</p> <p>ケース3 流動床式（熔融式）→ 352t/日</p> <p>ケース4 シャフト式（熔融式）→ 361t/日</p> <p>プラス 粗大ゴミ処理施設 → 20 t/日</p> <p>上記とも、もう一度再検討願います。</p>	<p>将来予測人口については、各構成市町が策定している人口ビジョンを基に算出しており、妥当と考えますので、原案のとおりとします。また、3組合のゴミ処理施設の延長使用については、「施設の使用期限」の定めを踏まえ、各構成市町で協議・検討した結果であります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・理由 1 人口・将来予測値の計算方法に疑問あり ・理由 2 ②でも記しましたが、最近機器を導入した峡北地方のごみ処理施設を長期有効利用することと、他の 2 地区の 1996 年（平成 8 年度）供用開始のごみ処理施設を長寿命化計画に則り計画的に維持修繕することにより、令和 13 年度にこの 3 地区を合同した、いわゆる A ブロック 11 自治体の西部広域環境組合の新規施設建設を遅らせて対象人口やごみ発生量が小値となる年度（例えば 20 年度＝令和 23 年度）にすることにより、小規模で効率的（その頃には技術改新も進んでより高いコストパフォーマンスの可能な技術が養える結果）な時代に進んでいるものと思われます。 ・理由 3 なぜ、まだ使用年月の浅い施設を終了させる意義があるのか不明です。その根拠を明らかにされたい。 	
<p>②94, 95 頁 配置・動線計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図 7-5 配置動線計画図のイメージ図（案 1 横向き） 図 7-6 配置動線計画図のイメージ図（案 2 縦向き） <p>上図とも国道 140 号と接続するいわゆる「タッチ」と呼ばれる部分長さがありません。</p> <p>このことは、交通安全上必要と思われます。また、右折左折の安全確認に必要な時間のロスにより渋滞が発生する一つの要素となってしまします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未買収用地（取得困難地）が見受けられます。 <p>特に、入江となっている地点が 2 ヶ所あります。施設の動線を考えた場合にはより一層のこの土地の必要性が望まれます。</p>	<p>本文で記載しているとおおり、当該配置・動線計画図は、あくまで構想段階のイメージであり、今後、基本設計や実施計画の段階で順次確定するものであります。</p> <p>入江になっている部分については、中央市と市川三郷町の市町境であるとともに、都市計画区域が異なっておりますので、本構想段階での用地購入は考えておりません。</p>
<p>②97 頁 第 8 章 環境保全、公害防止、安全対策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1-1 環境法令等 <p>ダイオキシン問題、平成 7. 8 年ごろ社会問題となったダイオキシン障害を発端としてごみ焼却施設の改変、改築が進められてきた。当 A ブロック内 3 団体でもそれを契機にして施設の近代化を図ってきました（中巨摩、峡南とも平成 8 年度改築完成）峡北は平成 14 年度に完成しました。</p> <p>ここでは、諸法規上の規制値を述べていますが、「新施設」ではどれほど</p>	<p>本構想は、来年度に実施予定の環境影響評価方法書の根拠となる施設の諸元を取りまとめることを目的としており、各種公害防止基準としては、関係法令や既存組合の自主設定を参考とした上限値を設定しております。よって、新たなごみ処理施設は、108 ページに示した公害防止基準（案）を満たした施設として、今後、地元自治会等との協議により決定しますので、現段階での概数は明示できません。</p>

<p>の量を排出するのか不明です。よって概数でも良いので、明示されたい。</p> <p>例えば 101 頁上から 2 行目の 1 日当り平均排出水量が 20 m³以上の特定施設は、山梨県の上乗せ基準が適用され、さらにきびしい「排出基準値」となるとあります。ぜひ概略値でも良いので明示されたい。</p>																													
<p>④109 頁 災害・事故の対策</p> <p>(2)洪水 洪水に対する浸水対策が述べられています。しかし、そもそも安全な場所にその候補地を求めたならば、この条件は不要です。再考願います。同様のことは⑩ハザードマップに記述済みです。</p>	<p>本構想は、当該建設予定地を前提とする中で、来年度実施予定の環境影響評価方法書の根拠となる諸元を取りまとめることを目的として策定するものであり、建設予定地決定の是非を問うものではありませんので、御理解をお願いいたします。</p>																												
<p>⑤ 111 頁 第 9 章 概算事業費の算定</p> <p>・1-2 施設規模</p> <p>93 頁の表 7-3 より最大 361t/日 (309, 552 人) (溶融シャフト式) とありますが、④で記したように再検討願います。</p> <p>※参考にあ府・峡東クリーンセンターは平成 29 年 4 月から稼働を始め、甲府・笛吹・山梨・甲州市の 4 市 34 万人のごみを処理しているとのこと。エネルギー棟は地上 8 階、地下 2 階、369t/日の処理を行っているとのこと。</p>	<p>将来予測人口については、各構成市町が策定している人口ビジョンを基に算出しており、妥当と考えますので、原案のとおりとします。</p> <p>施設の諸元設定は、来年度実施予定の環境影響評価方法書の策定を踏まえる中で、施設処理規模や建築面積が最大となる「溶融：シャフト式」を設定しているとともに、災害廃棄物処理分を見込んでおります。</p>																												
<table border="1" data-bbox="165 842 1102 1222"> <thead> <tr> <th></th> <th>当組合</th> <th>参考 甲府・峡東</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①人口</td> <td>309, 552 人 (約 31 万人)</td> <td>約 340, 000 人</td> <td>△3 万人</td> </tr> <tr> <td>②計画対象年次</td> <td>R13 年度(2031 年度)</td> <td>?</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ごみ処理施設規模</td> <td>361t/日</td> <td>369t/日</td> <td>△8t/日</td> </tr> <tr> <td>④運転開始</td> <td>R13 年 4 月 1 日 (2031 年)</td> <td>H29 年 4 月 (2017 年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤耐用年数</td> <td>?</td> <td>?</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥操作委託</td> <td>?</td> <td>民間に 20 年間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		当組合	参考 甲府・峡東	差	①人口	309, 552 人 (約 31 万人)	約 340, 000 人	△3 万人	②計画対象年次	R13 年度(2031 年度)	?		③ごみ処理施設規模	361t/日	369t/日	△8t/日	④運転開始	R13 年 4 月 1 日 (2031 年)	H29 年 4 月 (2017 年)		⑤耐用年数	?	?		⑥操作委託	?	民間に 20 年間		<p>概算事業費としての新ごみ処理施設の建設費の算定方法においては、t/日あたりの建築単価は、落札金額及び落札率に基づき設定しています。そのため、設計費ベースで概算事業費を算出するため、建築単価から落札率を除する必要があります。</p>
	当組合	参考 甲府・峡東	差																										
①人口	309, 552 人 (約 31 万人)	約 340, 000 人	△3 万人																										
②計画対象年次	R13 年度(2031 年度)	?																											
③ごみ処理施設規模	361t/日	369t/日	△8t/日																										
④運転開始	R13 年 4 月 1 日 (2031 年)	H29 年 4 月 (2017 年)																											
⑤耐用年数	?	?																											
⑥操作委託	?	民間に 20 年間																											
<p>注意：人口比から計算すると、当組合の規模は 336t/日となり、25t/日過大となる。</p> <p>・112 頁 1-4 落札率</p> <p>表 9-2 近年の施設規模が 200~400t/日の落札状況平均 88%とある。しかし、土木、建築工事を発注する国土交通省ではこのような落札率をカウント</p>	<p>建築費の算定結果の約 337 億円 (税抜き) は、ごみ処理施設 (ごみ焼却施設+粗大ごみ処理施設) の建設費であり、用地費や環境影響評価等の費用は含まれておりません。本構想は、来年度に実施予定の環境影響評価方法書の根拠となる施設の諸元を取りまとめることを目的としているため、記載している内容以外のご質問については、回答を差し控えさせていただきます。</p>																												

<p>して概算事業費を算出することはない。</p> <p>※概算事業費や詳細設計段階、実施設計段階での落札率を見込むのは危険である。正しい予算額が算定されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 114 頁 1-6 建設費の算定結果 <p>総額 337 億円（ただし税抜き価格）とありますが、この中には用地及び補償費が含まれているのでしょうか。さらに測量及び試験費などの諸費も含まれた金額が聞きたい。</p> <p>よって全体事業費はもっと加算され $337 + \alpha = 500$ 億などとふくれる金額となる恐れがありあす。</p>	
<p>②118 頁 第 10 章 事業化と運営体制の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 119 頁 1-2 各事業化方式の役割分担 <p>表 10-2 事業化方式の役割分担が明示されています。</p> <p>※参考ながら身延町で策定している計画事業があるので下記します。</p> <p>名称：身延町健康増進施設整備運営事業</p> <p>配布図書名：身延町健康増進施設整備運営事業事業者募集要項 (令和 2 年 12 月 21 日 山梨県身延町)</p> <p>その内から、2 頁 第 2 章 募集要項 1. 事業の概要 (2) 事業の方式</p> <p>本事業は民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に町に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行なう BTO 方式により実施します。とあります。</p>	<p>参考とさせていただきます。</p>
<p>②124 頁 第 11 章 事業スケジュール</p> <p>表 11-1 施設整備スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意 1 環境調査は継続性が問われる。よって令和 7 年度を中抜けにしているはいけない。 <p>甲府・峡東ごみ処理施設事務組合のごみ処理施設整備事業は県の条例に基づく手続を実施したと (財) 山梨県環境整備事業団がまとめています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意 2 造成工事での注意事項 <p>かつて近くの西濃運輸センター基地造成の際、地中から不法埋設物 (コン</p>	<p>令和 7 年度は造成工事中であり、令和 8 年度以降は事後評価を予定しておりますが、いずれにいたしましても、環境影響評価の手続き等については、県の指導に従って行います。</p> <p>建設予定地の事前調査及び発注仕様書作成については、一意見として参考とさせていただきます。</p>

クリートがら・そのた異物)が発見された教訓を生かし、当候補地の事前調査(土地所有者からのヒアリング等)が必要です。

・注意3 発注仕様書作成について

この業務を外部委託するのではなく、各市町から派遣されている職員自らが作成する気概を持って望まれない。そうしないと業者に頼り、おんぶにだっこ状態となり、責任が薄くなってしまいます。あくまでイニシアチブ(指導・指南・指示)をするのは組合職員であることを自覚して望むものです。

㊸ その他

中央市浅利周辺の活断層について

過日、市川三郷町長が「町の定例教育委員会」の席上で発言されておりました。直近に曽根丘陵断層帯があり、当浅利地区も直近なので心配だ。との発言がありました。さらに危機管理からの見地は、やはり笛吹川の氾濫、堤防決壊に伴う浸水です。浸水深5~10mととんでもない水深となります。どんな手段でこの災害予測から避難するのが良いのかと思ったとき、一番良いのはそこにいないこと、そこに物を作らないことです。ぜひ参考にしてください。

一意見として参考とさせていただきます。

㊹ごみ処理施設整備基本構想(案)資料編について

計画条件の整理 1. ごみ発生量の見込み

・7頁 表2-1(7) ごみ発生量の見込み(早川町)

表2-1(8) ごみ発生量の見込み(身延町)

両町とも「まち・ひと・しごと・創生 人口ビジョン」を策定しています。それによると、上記表2-1(7)(8)と違った推計値が記述されています。

早川町の例

	H29年度	R元年度	R2年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
早川町	1,076人	1,018人	1,383人	1,632人	999人	1,000人	-
実績 (住基台帳)	1,121人 (1/1現在)	?	886人	744人	635人	542人	459人
差	+45人	?	△497人	△888人	△364人	△458人	?

ご指摘の数値は、人口ビジョンが一例としている国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口と思われます。身延町、早川町とも、人口ビジョンの目標人口を基に推計しております。

よって、今回この計画の方がはるかに多くの人口を予測しています。誤りではないでしょうか。

身延町の例

	H29 年度	R 元年度	R2 年度	R7 年度	R12 年度	R20 年度	R22 年度
身延町	11,726 人	11,306 人	11,409 人	11,101 人	9,145 人	8,449 人	？
実績及び人口ビジョン	12,131 人	11,726 人	11,306 人	11,054 人 (1/1 現在)	約 8,500 人	約 6,900 人	6,836 人
差	+405 人	+420 人	△103 人	△47 人	△645 人	△1,549 人	？

身延町も早川町同様、人口ビジョンの人口数を上回る人口数値を今回のごみ処理施設整備基本構想では算出しています。この数はやがてごみ焼却施設の大きさや用地買収面積の大小にも影響するものと思います。